

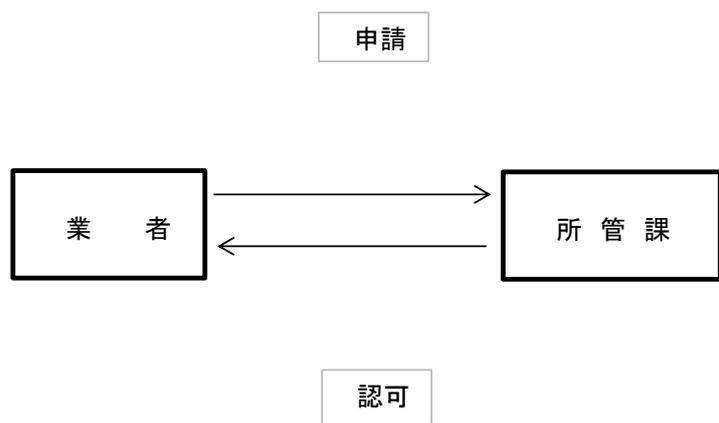
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 41

処 分 名	産業廃棄物の許可施設設置の法人の合併及び分割の認可	
処 分 の 概 要	産業廃棄物の許可施設設置の法人の合併及び分割を認可する。	
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
条 項	第15条の4	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する内容(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第1項第3号、第4号)に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】          廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第15条の4 第9条の4の規定は産業廃棄物処理施設の設置者について、第9条の5から第9条の7までの規定は産業廃棄物処理施設において準用する。この場合において、第9条の4中「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、第9条の5第1項中「第8条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第2項及び第9条の6第2項中「第8条の2第1項」とあるのは「第15条の2第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第9条の6 許可施設設置者である法人の合併の場合(許可施設設置者である法人と許可施設設置者でない法人が合併する場合において、許可施設設置者である法人が存続するときを除く。)において当該合併について都道府県知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可施設設置者の地位を承継する。</p> <p>第15条の2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。          3 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。          4 申請者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則</p> <p>第12条の2の3 法第15条の2第1項第3号(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。          1 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。          2 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。